〔　参　考　〕

愛媛県観光振興基本計画の策定について

愛媛県観光振興基本計画策定作業にあたっては、平成２２年６月に、学識経験者、観光業界関係者及びまちづくり活動関係者１１名で構成する「愛媛県観光振興基本計画策定検討委員会」（委員長：帝京大学　教授　溝尾良隆）を設置するとともに、平成２２年度中に３回の会議を開催し、計画の内容等について審議を行った。また、計画に県民の意見を反映させるため、平成２３年２月にパブリックコメントを実施した。

これらの意見を踏まえて、平成２３年３月に計画を策定した。なお、愛媛県観光振興基本計画の概要は別紙のとおりである。

【愛媛県観光振興基本計画策定検討委員会委員】

任期：H22.6.22～H23.3.31

区　　分	氏　　名	現　　職	備　考
学識経験者	溝尾　良隆	帝京大学経済学部観光経営学科教授	委員長
	井口　梓	愛媛大学観光まちづくりコース准教授	
観光業界関係者	新山　富左衛門	道後温泉旅館協同組合 外客教育旅行・スポーツ誘致委員長	
	浅谷　聡	㈱ＪＴＢ西日本国内商品事業部 地域統括部長（四国地域担当）	
	寺園　浩昭	全日本空輸㈱松山支店長	
	松田　利之	小田急電鉄㈱顧問	
まちづくり活動関係者	隅田　深雪	森の国ホテル営業マネージャー	副委員長
	河野　達郎	㈱おおず街なか再生館代表取締役専務	
	黒田　周子	今治コミュニティ放送㈱代表取締役	
	遠藤　景子	ＮＨＫ松山放送局長	
	竹田　祥一	愛媛県議会	

愛媛県観光振興基本計画の概要

【本県観光の課題】

- A級観光資源が少ない
- 未開発の観光資源が多くある。
- 県内で連泊する観光客が少ない。
- 東・南予地域に魅力のある宿泊施設が少ない
- リピーターが少ない
- 若者にうける観光資源が少ない
- 国際的な知名度が低い
- 外国人観光客の受け入れ態勢が不十分
- 各市町をつなぐ公共交通アクセスが悪い
- 情報発信力が弱い

【進むべき方向】

Ⅰ 観光産業を支える「人材の育成」

Ⅱ 行ってみたいと思わせるための「誘客機能の強化」

Ⅲ「もう一度」につなげるための「観光資源の魅力向上」

特に力を入れるターゲット

- ○ 時間とお金に余裕のあるシニア世代
- ○ 女性旅行者のグループ
- ○ 四国内に住むファミリー層
- ○ 東アジアを中心とした外国人観光客
- ○ 県内における交流人口の拡大

【キーワード】
潤い、いやし、感動、物語、食、健康

【重点テーマ】

★物語性のある観光愛媛づくり

“明治”をテーマとした広域観光ルートづくりなど、観光資源や食が持つ物語を掘り起こし、本県観光の魅力を向上させます。

◆癒しの郷愛媛づくり

日本最古の道後温泉をはじめとする数多くの温泉や、遍路文化で培われたお接待の心で潤いと癒しを与え、愛媛ファンを増やします。

将来到達目標（H27）

○観光入込客数
- ・観光入込客数（総数）
  24,730千人(H21) ⇒ 27,000千人（10%増）
- ・県外観光入込客数
  9,341千人(H21) ⇒ 10,000千人（7%増）
- ・宿泊客数
  4,638千人(H21) ⇒ 5,000千人（8%増）
- ・外国人宿泊客
  34千人(H21) ⇒ 57千人（68%増）

○観光客消費額
1,035億円(H21) ⇒ 1,113億円（8%増）

		基本施策	主な施策
人材の育成	1 観光に携わる人材の育成	①ホスピタリティの充実と向上	◆「おもてなしマイスター」認定制度の創設
		②経営能力の向上	着地型旅行エージェント等の人材育成研修等の実施
		③観光ガイドの育成	★観光ガイドの資質向上のための研修会の実施
	2 国際観光案内人の育成	①ボランティア通訳ガイド育成支援	◆ボランティア通訳ガイド育成研修会の実施
		②観光関連事業従事者に対する語学教育の支援	◆外国人受入・接遇等おもてなし教育の研修会の開催
	3 観光に関する理解と関心の醸成	①小中学校での学習の推進	◆「ボランティアガイド体験教室（仮称）」を開催
		②観光振興に関する情報周知	◆観光振興の取り組みの県民への周知
誘客機能の強化	1 情報発信力の強化	①インターネット情報の充実	タイムリーで質の高い情報提供の実施
		②マスメディア等の有効活用	パブリシティを活用した情報発信の推進
		③トップセールスの拡充 ※	愛媛観光をアピールするためのトップセールスの実施
		④知名度向上のためのイメージキャラクターの設定	イメージキャラクターの有効活用
		⑤観光振興イベント・キャンペーンの充実 ※	「食」をテーマとしたイベントの実施
		⑥情報発信拠点の充実・強化	県内外物産観光情報発信拠点の充実・強化
	2 国際観光の推進	①癒しの郷“愛媛”ウェルカムキャンペーンの展開	◆インターネットや海外メディア等を使った情報発信等の充実
		②外国人観光客の買い物環境の整備	銀聯カード導入店の普及
		③東アジアをターゲットとした交流推進 ※	チャーター旅行主催者への支援
	3 広域連携の推進	①四国内の連携強化	四国ツーリズム創造機構との連携
		②瀬戸内圏域等の連携強化	広島県等との広域観光ルートの形成
		③県内市町との連携強化 ※	★新たな県内広域観光ルートの開発
		④二次交通の利便性の向上	チャーター船及び貸切バスへの支援
観光資源の魅力向上	1 観光資源の発掘・魅力向上	①物語性のある観光資源づくり ※	★歴史的人物・場所等の発掘
		②愛媛ならではの「食」の提供・開発	★県産食材を使った食の充実・開発
		③「ニューツーリズム」の推進	◆グリーンツーリズム（南予の宿泊施設の強化）の充実
		④体験教育型観光プログラムの作成 ※	◆体験教育型観光プログラムの作成
		⑤フィルム・コミッション機能の強化	★映画等の関連資源の抽出、ブラッシュアップ
		⑥着地型旅行商品の造成等の支援	★着地型旅行商品の造成等の補助制度の創設
		⑦体験型観光メニューの開発等の支援	★メニュー開発やブラッシュアップの支援
		⑧自転車観光の振興 ※	瀬戸内しまなみ海道を活用した自転車レースの開催
		⑨スポーツイベント・コンベンションの誘致促進 ※	コンベンション誘致に向けた活動等の拡充
		⑩景観整備 ※	◆集客力向上のための景観整備支援
		⑪民間企業等との連携強化	★民間企業と連携した観光資源の魅力向上
		⑫観光客が歩いて楽しい商店街づくり ※	商店街とタイアップした観光イベントの開催
		⑬定期的な満足度調査の実施と公表	満足度アンケート調査の実施
	2 観光関連施設のサービス充実	①「えひめファン倶楽部」の創設	★「えひめパスポート」の発行
		②県内宿泊客への特典サービスの充実	駅等と宿泊施設間の手荷物配送システムの導入
	3 観光客にやさしいまちづくり	①外国語表記等の充実	外国語案内表記等の促進及びパンフレット類の整備
		②交通案内表示、誘導サインの改善・充実	◆観光案内表示等の見直し
		③観光地のバリアフリー化	◆観光客のためのバリアフリーマップ作成

※は、知事公約対応施策

本県観光の将来像

「お接待の心でもてなす愛顔（えがお）の愛媛」

第２期愛媛県観光振興基本計画の策定について

えひめお接待の心観光振興条例に基づき、平成 23 年に策定した愛媛県観光振興基本計画の目標年次が到来したことから、平成２７年８月に、学識経験者、観光業界関係者及びまちづくり活動関係者１３名で構成する「第２期愛媛県観光振興基本計画策定検討委員会」（委員長：愛媛大学　准教授　米田誠司）を設置するとともに、平成２７年度中に３回の会議を開催し、計画の内容等について審議を行った。また、計画に県民の意見を反映させるため、平成２８年２月にパブリックコメントを実施した。

これらの意見を踏まえて、平成２８年３月に計画を策定した。なお、第２期愛媛県観光振興基本計画の概要は別紙のとおりである。

【第２期愛媛県観光振興基本計画策定検討委員会委員】

（５０音順）

所属	役職	氏名	備考
道後温泉旅館協同組合	相談役	大木　正治	副委員長
松山大学法学部法学科	准教授	甲斐　朋香	
瀬戸内しまのわユース	事務局長	菅　森実	
㈱旅 tabi.info	代表取締役	小林　亜紀代	
伊予鉄道㈱	代表取締役社長	清水　一郎	
愛媛県議会観光産業振興議員連盟	会長	徳永　繁樹	
内子ビジターセンター	所長	中岡　紀子	
公募委員	公募委員	難波江　任	
㈱ＪＴＢ中国四国	松山店店長	福原真由美	
四国旅客鉄道㈱	ＤＣ推進部長	藤本　聡	
日本航空㈱	松山支店長	山村　彰一	
全日本空輸㈱	松山支店長	山村　宗	
愛媛大学法文学部総合政策学科観光まちづくりコース	准教授	米田　誠司	委員長

【計画策定アドバイザー】

（５０音順）

所属	役職	氏名	備考
WILLER ﾂｰﾘｽﾞﾑ&ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ㈱	代表取締役	小高　直弘	
㈱ＳＰＡＤ	代表取締役	渋井亮太郎	

お接待の心でもてなす愛顔の愛媛
（本県観光の目指すべき将来像）

目指すべき将来像実現のための3つの方向

1 人材の育成
2 誘客機能の強化
3 観光資源の魅力向上

【第2期計画期間中の課題】

1　人口減少社会における地方創生の切り札として、実需につながる観光振興
2　東京オリンピック・パラリンピックを契機とした海外からの誘客
3　地域産業の核となりうる力強い観光産業の創出

（※観光分野における地域間競争の激化
※道後温泉本館の耐震改修への対応）

★第2期計画期間の取組み

国内外に向けたSHIKOKU･EHIMEの発信と、オンリーワン愛媛の確立

Ⅰ　愛媛ブランド確立による観光資源の魅力向上

1. 愛媛ブランドの確立（オンリーワン愛媛）

①サイクリング観光の推進
②四国遍路の世界遺産登録推進
③県内主要観光エリアの魅力向上
④新たな観光資源の発掘とストーリー化

2. 観光資源の魅力向上

⑤着地型観光プログラムの育成
⑥滞在型観光・ニューツーリズムなど多様な観光の推進
⑦観光客にやさしいまちづくりの推進

Ⅱ　インパクトのある観光PRの展開等による誘客機能の強化

1. 愛媛の認知度の向上と観光客層に応じた情報発信

⑧インパクトのあるテーマに沿った総合的な観光プロモーションの展開
⑨観光と物産の一体的な情報発信
⑩メディア、スマホ、ＳＮＳ等を通じた的確な発信
⑪コンテンツを活用した情報発信

2. 誘客機能の強化

⑫えひめファンづくり
⑬広域連携による誘客促進
⑭物語性のある旅行商品造成
⑮多様化する観光客のニーズに対応した的確な誘客活動
⑯公共交通機関との連携

Ⅲ　東京オリンピック･パラリンピックを契機とした国際観光の一層の推進

1. 海外での認知度の向上と外国人観光客の受入環境の整備

⑰東アジア、東南アジア等をターゲットとした誘客・プロモーションの展開
⑱おもてなしの心を伝える外国人観光客受入環境の充実・強化
⑲訪日外国人誘客につながる観光資源の発掘、活用と情報発信

2. 広域連携による外国人観光客の誘致促進

⑳広域観光周遊ルート等を活用した誘客
㉑近隣県と連携した国のビジット・ジャパン地方連携事業による誘客
㉒東京都等と連携した外国人観光客の本県への誘導

Ⅳ　地域の総力を挙げた取組みの推進

㉓観光人材の育成及びおもてなしの取組みの強化
㉔住民・民間・行政が連携した推進体制の整備
㉕異業種・異分野における、観光を意識した取組みの強化

えひめお接待の心観光振興条例

平成 21 年 12 月 18 日 条例第 68 号

観光は、観光旅行者による消費の拡大や就業機会の増大など、観光産業にとどまらず、農林水産業、製造業など幅広い分野に波及する効果を生じさせ、地域経済の発展に貢献するものである。また、観光は、訪れる人々の評価を通じて県民が自らの地域の良さを再認識し、地域への誇りと愛着をはぐくむことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進するものである。

本県には、多島美の瀬戸内海、宇和海、石鎚山などの美しい自然、その自然の中ではぐくまれる新鮮な海の幸や山の幸、日本最古の道後温泉、別子銅山などの産業遺産、南予の歴史的な町並みなどの多彩な資源が存在するほか、県民には、古来遍路文化によって培われたお接待の心が受け継がれるなど、本県は、観光旅行者にゆとりや安らぎを与える魅力にあふれている。

また、四国各県は、四国八十八ヶ所と遍路道などに代表される歴史、伝統及び文化において、つながりを有しており、本県は、四国全体の一体的な発展に向け、四国４県が一丸となって「四国はひとつ」を目指す四国づくりという理念の下、観光の振興を図っていくことが求められている。

こうした中、本県においては、観光産業を地域経済の発展に寄与する総合的な産業として確立させるとともに、本県の有する資源を生かした魅力ある観光地づくりや交流人口の拡大を図ることにより、活力ある地域社会を実現することが極めて重要であり、そのためには、県民一人一人が本県固有の歴史、伝統及び文化に関する理解を深めながら、魅力的な観光地の形成に関与するなど、観光の振興のための活動に総合的かつ計画的に取り組むことが不可欠である。

ここに、県民、観光事業者、観光関係団体及び四国各県その他の地方公共団体との連携と協働の下に、観光旅行者への温かな心配りなどお接待の心で観光の振興を図ることにより、地域経済を発展させ、活力に満ちた地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「観光事業者」とは、旅行業、旅館業その他の観光に関する事業を営む者をいう。

２　この条例において「観光関係団体」とは、観光の振興を目的として、観光事業者、行政機関等により構成される団体をいう。

（基本理念）

第３条　観光の振興は、県民一人一人が、地域の自然、景観、歴史、伝統、文化、産業等の魅力（以下「地域の魅力」という。）を再認識し、個性及び魅力にあふれる地域の創造に努めることが重要であるという認識の下に行われなければならない。

２　観光の振興は、観光旅行者に潤い、いやし、感動等を与え、再度の来訪への意欲を高めることが重要であるという認識の下に行われなければならない。

３　観光の振興は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組及び広域的な取組が重要であるという認識の下に行われなければならない。

４　観光の振興は、観光産業が地域経済において重要な役割を担っていることを踏まえ、県、県民、観光事業者及び観光関係団体の相互の連携が確保されるよう行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める観光の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

（県民の役割）

第５条　県民は、お接待の心により観光旅行者を温かく迎えるとともに、地域の魅力を守り、高め、及び次の世代に引き継ぐよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）
第６条　観光事業者は、お接待の心により良質なサービスを提供するとともに、地域における他の事業活動と連携を図るよう努めるものとする。
（観光関係団体の役割）
第７条　観光関係団体は、もてなしの向上その他の観光旅行者の受入れの体制の充実、観光情報の発信及び観光旅行者の誘致に取り組むとともに、業界及び業種の枠を超えた連携を図るよう努めるものとする。
（他の地方公共団体との連携等）
第８条　県は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、四国各県その他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。
２　県は、市町がその区域を超えて行う広域的な観光の振興に関する施策に関し、市町間の連携が円滑に図られるよう、市町に対し、必要な支援及び総合調整を行うものとする。
（施策の基本方針）
第９条　県は､次に掲げる基本方針に基づき､観光の振興に関する施策を積極的に推進するものとする。
（１）　観光旅行者の誘致を効果的に行うため、観光資源の広域的かつ有機的な連結を図るための取組を促進すること。
（２）　観光旅行者の再度の来訪への意欲を高めるよう、もてなしの向上及び観光旅行者に迷惑をかける行為の防止に関する取組を促進すること。
（３）　地域の魅力を知り、及びその認識を深めるための情報の提供及び学習機会の確保に関する取組を促進すること。
（４）　地域の魅力を観光の観点から見直し、及びその活用を図り、並びに観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供を確保するための取組を促進すること。
（５）　観光旅行者への良質なサービスの提供が確保されるよう、観光に従事する人材の育成に関する取組を促進すること。
（６）　高齢者、障害者、外国人等のすべての人々が安心して快適に観光を楽しむことができる環境の整備に関する取組を促進すること。
（観光振興基本計画）
第10条　知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「観光振興基本計画」という。）を定めなければならない。
２　知事は、観光振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、観光旅行者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
３　知事は、観光振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
４　前２項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。
５　知事は、毎年度、観光振興基本計画に基づき講じた施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
（調査、研究及び情報の収集）
第11条　県は、観光の振興に関し、調査、研究及び情報の収集に努めるものとする。
（推進体制の整備）
第12条　県は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。
（財政上の措置）
第13条　県は、観光の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
（雑則）
第14条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。
附　則
この条例は、平成22年４月１日から施行する。